

各制度の概要及び根拠等⑤

・ 確認申請

- 「細胞・組織を利用した医療用具又は医薬品の品質及び安全性の確保について」（医薬発第906号・H11.7.30・最終改正H21.5.18）では、ヒト又は動物由来の細胞・組織を加工した医療用具又は医薬品について、治験届の提出を行う前に、厚生労働大臣に安全性及び品質の確認を求めることとしている（確認申請）。
- ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針等に基づき、厚労大臣の確認を受けた臨床研究と治験が同一のものであれば、治験開始前の大臣確認手続きを合理化する予定。

・ ヒト（自己・同種）由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針

- ヒト又は動物由来成分を原料として製造される医薬品、医療機器において、必要とされる品質及び安全性確保対策として、「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」（薬食発第0208003号・H20.2.8）、「ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」（薬食発第0912006号・H20.9.12）が定められており、確認申請にあたってはこれら指針に基づいて資料を整備する必要がある。

7

各制度の概要及び根拠等⑥

・ 先進医療（高度医療評価制度を含む）

- 平成16年12月の規制改革担当大臣と厚生労働大臣との間の「基本的合意」に基づき、国民の安全性を確保し、患者負担の増大を防止するといった観点を踏まえつつ、国民の選択肢を広げ、利便性を向上するという観点から、未だ保険診療に至らない先進的な医療技術について、安全性、有効性等を確保するために一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関の届出により保険診療との併用を認めることとした。先進医療は将来の保険導入のための評価を行う「評価療養」であり、実施保険医療機関からの定期的な報告を求めることとしている。
- 先進医療のうち、薬事法上未承認・適応外の医薬品・医療機器を用いた医療技術を高度医療（第3項先進医療）と位置づけている。

8